LAW AND HUMAN SCIENCES

文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」

〒060-0810 札幌市北区北１０条西７丁目
北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究・法と人間科学　総括班
tel/fax：011-706-3912
email: lahs@let.hokudai.ac.jp
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/

2016 年 3 月発行

LAW AND HUMAN SCIENCES

文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」

NEWS LETTER

vol. 9
March, 2016

最終年度に際して

東アジア法と心理学会と、法と人間科学 …1
・法と人間科学と東アジア法と心理学会の振り返りと展望
● 第 3 回実務家研修・シンポジウムレポート …2
● 第 3 回東京法と心理研究会レポート …3
● ニューズレターの歩み（vol.1～8）
● 連載 ニューオーリンズ児童権利擁護センター：オードリー・ヘップバーン・ケアセンターを訪ねて 2（全 2 回シリーズ） …4
● 札幌法と心理研究会レポート …5
●イベントカレンダーとお知らせ …6

最終年度に際して

東アジア法と心理学会と、法と人間科学

立命館大学・文学部　教授　サトウタツヤ
「三次元地層モデリングを用いた供述過程の可視化システムの構築」計画研究班代表

この新学術領域「法と人間科学」が 2011 年に始まり、その翌年（2012）、東アジア法と心理学会の第 5 回大会が開催されました（韓国ソウル特別市、梨花女子大学校にて）。この大会から、中国の研究者・大学院生が初めて参加することになり東アジアの名に恥じないものになりました。そして、第 6 回以降、日本、韓国、中国、日本、韓国と輪番制で開催されています。

2015 年度は、立命館大学の新しいキャンパスである OIC（おおさかいばらきキャンパス）で開催されました。「法と人間科学」のメンバーによる成果の報告、海外研究者との交流の促進という位置づけもなされていました。口頭発表を行った若手研究者は約 20 組、ポスター発表は約 10 組でした。ちなみに、口頭発表は 1 つのカンファレンスルームだけで行っています。2 つに分けたら「法」と「心理」に別れてしまうのは必定であり、あえて 1 つの部屋で行っているのです。

この会は当初は大学院生の研究発表と交流を目的として発足しました。来年で 10 年を迎えることになりますが、継続は力なりということを実感しています。それぞれの国の若手研究者が、緊張しながら発表を行っているのを見るのは微笑ましいですし、初期の若手研究者が力をつけているのを見るのは頼もしいものです。近年では、オーストラリアやシンガポールからの参加者も迎えており、やがて環太平洋法と心理学会になることを夢見ています。

日本の学問は、西洋の成果を取り入れることに熱心で、東洋における類似と差異には無関心だったように思います。私たちは東アジア法と心理学会を通じて、価値観の似通った東アジアにおける差異にも目を向けつつ、広い意味での正義の実現のための研究を楽しみながら行っているのです。

（下の写真は、2015 年に立命館大学で開催された第 9 回大会の様子です）

法と人間科学と東アジア法と心理学会の振り返りと展望

立命館大学大学院
博士後期課程 1 年　中田 友貴

私は現在、刑事司法に導入される予定の可視化・司法取引・通信傍受に関して研究しております。この「法と人間科学」には、学部 3 回生であった 2012 年 10 月に、初めて参加させて頂きました。最終年度も終わろうとしている今、このプロジェクトと東アジア法と心理学会について振り返り、若手研究者の視点から今後の展望を示したいと思います。

このプロジェクトの様々なイベントに参加し、多くの関連分野との共同の重要性を知ることができました。まず法学・社会学・倫理学など、触れる機会がなかった領域を知り、第一線の先生方や実務家の方との交流から研究を進めていく際にもメタ視点での思考を身につけることができました。一方で他の学範（ディシプリン）における固有の思考枠組みを考慮する難題にも取り組まなければならないことを痛切に感じました。現在の研究テーマは 1 つの制度に焦点を当てるのでなく、より上位の制度をとらえ、他の先生方との議論を通して、学範を超えた制度改善を目指していますが、参加した経験があってこそだと確信しております。

東アジア法と心理学会では、“法” という文化を体現するシステムの中で、普遍的な知見を構築させる必要性を感じました。昨年で 9 回目の開催となった東アジア法と心理学会は、日韓から始まり、現在日中韓の 3 ヵ国の若手研究者がそれぞれの研究発表と交流を主として、開催されています。それぞれの司法システムや主流となる研究手法は表面的には異なって見えるものの、学会参加によって 3 つの国の司法制度や問題点の類似に気づくこともできました。また、国際化社会の中、国内だけでなく他国との共同と普遍的な知見の構築が必要だと考えますが、現在進めている共同研究から着実に進んでいることを実感します。

今後は社会的な要請のみならず、新たな問題点の提示と解決のため、これまで得た人的ネットワークを生かし、世界にも通ずる知見を創出する、一過性でない “持続した” 法と人間科学領域を目指し、研究に尽力したいと思います。

2015 年度

第 3 回　実務家研修・シンポジウムレポート

「多言語社会を迎えて　ことばの壁とどう向き合うか ～留学生が事件・事故に遭遇したとき～」

徳山大学・福祉情報学部　准教授　羽渕 由子
「外国人留学生に対する面接のガイドラインの開発：中国語母語話者を中心に」公募研究班代表

2015 年 11 月 1 日（日）、標記の実務家研修・シンポジウムを徳山大学（山口県周南市）にて開催いたしました。本実務家研修・シンポジウムでは、日本で生活する外国人が増えている一方で、外国人に対応できる公共サービスや通訳人の数が圧倒的に不足している状況下にあって、当人および周囲の支援者がどのように “ことばの壁” と向き合っていくべきなのかについて、専門家から正しい知識を学び、善処策を考える機会とすることを企図としました。

秋の行楽シーズンでさまざまな競合イベントが開催される中、外国人とかかわる教職員や実務家（社会福祉士、語学学校経営者、国際交流団体職員）、大学生や市民など、総勢 60 名の幅広い職種の方々が各地からご参集くださいました（有職者 12 名、学生 24 名、スタッフ 24 名）。

当日は、企画者の羽渕（徳山大学・准教授）による趣旨説明の後、立部 文崇先生（徳山大学・特任講師）による留学生支援の立場からみた問題事例の紹介、庵 功雄先生（一橋大学・教授）による言語的マイノリティに対する “補償” と “保障” の観点から見た “やさしい日本語” の解説、水野 真木子先生（金城学院大学・教授）による通訳人の役割とコミュニティ通訳・司法通訳についての解説、土方 恭子先生（東京パブリック法律事務所・弁護士）による日本の法制度と滞日外国人特有の問題についての解説、仲 真紀子先生（北海道大学大学院・教授）による複雑なコミュニケーションが難しい対象者から負担をかけずに質の高い情報を引き出すための司法面接法についての解説がおこなわれ、後半では参加者を交えてパネルディスカッションがおこなわれました。

4 時間の長丁場であったにもかかわらず、来場者アンケートでは参加者全員から “満足” あるいは “まあまあ満足” と回答していただき、“実際に起きた事件などがわかりやすくて、新しい発見ができた”、“なかなか日常生活で考えたり思ったりしなかったので、興味深かった” などの高評価コメントが寄せられました。また、後日談として、本実務家研修・シンポジウムをきっかけとして、参加者や登壇者の間で新しい交流や活動が始まったとのご報告もいただき、今後の展開にも期待を残してイベントを終えることができました。

ご多忙なスケジュールを縫って遠路お越しくださった登壇者の先生方、参加者の皆様、会場運営でお世話になりました徳山大学の教職員・学生の皆様、そしてイベント開催にあたり終始お世話になりました法と人間科学の事務局スタッフの皆様に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

実務家研修・シンポジウムに参加して

講演者　徳山大学　特任講師　**立部 文崇**

留学生を受け入れている教育機関で留学生のサポートを行っている教職員が感じる「ことばの壁」についてお話しいたしました。日本に来る留学生の日本語能力は様々ですが、どの留学生にとっても事件や事故の状況を誤解なく「伝える」ということは簡単ではありません。留学生を含む外国人が誤解なく状況を伝えられるようになるためには、私たち自身にも歩み寄る姿勢「聞く力」が必要なのではないかとお話しいたしました。シンポジウム全体では今後、日本社会が日本語を母語としない人たちを受け入れるのであれば、私たちはその準備として何ができるのかといった受け入れる側への問いかけがたくさんあったように思います。質疑応答においても、歩み寄るために必要な「聞く力」はどのように養うのかといった質問もいただきました。私自身を含めて、多言語社会と呼ばれる社会を迎えるにあたって、どのような準備をしていくべきかを考えるいい機会になったのではないかと思います。

参加者　名古屋学芸大学　准教授　**赤嶺 亜紀**

今回のシンポジウムは、企画の羽渕由子先生ご自身が「ぜひお話を聴きたい」と思われた方を演者にお招きしたそうですが、シンポジストの先生方の専門も話題もバラエティに富み、いずれもとても興味深いものでした。なかでも庵 功雄先生の演題「『やさしい日本語』研究をめぐって」は最も印象的でした。「やさしい日本語」とは外国人にも分かりやすいように配慮した日本語で、具体的には主語と述語を明確にした短い文や漢語やカタカナ語を避け、和語を用いる等の工夫をしたものですが、阪神淡路大震災の時、外国人へ的確に情報が伝わらなかったことに研究の端を発するそうです。今では日本語と複数の外国語（主に英語や中国語）を併記した案内板は珍しいものではなくなり、医療機関等においては通訳の充実がはかられています。しかしながら、こうしたサービスを多様な言語全てで提供することは不可能で、また、日本に滞在する外国人が必ずしも英語話者ではなく、平易な日本語の方が理解しやすいそうです。これから外国人とのコミュニケーションの機会は日常的にいっそう増えることと思いますが、日本人と外国人の共通言語として「やさしい日本語」の必要を知りました。

第３回 東京法と心理研究会レポート

獨協大学・法科大学院　教授　徳永 光

2015 年 12 月 12 日（土）、日本大学文理学部 3 号館 3304 教室において、第 3 回東京法と心理研究会が開催され、活発な意見交換が行われました。

第一部では、谷辺 哲史氏（東京大学大学院）「法廷における理性と感情－裁判に『感情的』な市民は不要か－」、岩谷 舟真氏（東京大学大学院）「暗黙のルールは如何にして維持されるか－多元的無知の観点から－」、新岡 陽光氏（法政大学大学院）「ポリグラフ検査の実情と中枢神経系指標を指標とした新たな試み」の 3 件の個別報告が行われました。第 1 報告は、裁判員制度に対する市民の態度、被害者参加人の振る舞いが量刑判断に与える影響、第 2 報告は、企業の不祥事の原因となる「組織風土」、人々が集団規範に染まるメカニズム、第 3 報告は、近赤外線分光法を用いたポリグラフ検査の有用性に関する内容であり、それぞれ今日的課題の解明に資する有益な研究報告でした。

第二部は、今村 核氏（第二東京弁護士会）により、「刑事裁判における供述心理鑑定の役割－実例から」と題する講演が行われました。数多くの刑事弁護のご経験の中から、供述心理鑑定が判決に影響を及ぼした 2 件の事案を例にとり、自由心証主義に対する控制にくわえ証拠の採否に関する規律の必要性が説かれました。

今回の研究会でも、心理学と法学双方の多角的な観点からの質疑応答が交わされ、大変勉強になりました。このような比較的小規模でフランクに討議できる場は、研究会設立の趣旨にもあるとおり、貴重であると改めて感じました。

ニューズレターの歩み（vol.1～8）

vol.1　2012 年 3 月号
●ニューズレターキックオフ特集
・代表者挨拶と各班の紹介（各グループ代表挨拶）
・2011 年度模擬裁判に寄せて
・プロジェクトの概要（研究目標・プロジェクト組織）
◆各班からのレポート
◆イベントレポート
◆イベントカレンダーとお知らせ

vol.2　2012 年 9 月号
●公募班メンバーの紹介
◆2012 年度第 1 回実務家研修レポート
◆ヨーロッパ裁判視察記 1
◆各班からのレポート（厳島班、櫻井班、指宿班）
◆イベントレポート
◆イベントカレンダーとお知らせ

vol.3　2013 年 3 月号
●「法と人間科学」のマイルストーンとなる 2 つのシンポジウム
・領域内シンポジウム
・公開シンポジウム
◆2012 年度企画レポート
◆2012 年度第 2 回実務家研修レポート
◆ヨーロッパ裁判視察記 2
◆札幌法と心理研究会レポート
◆イベントカレンダー

vol.4　2013 年 9 月号
●社会問題へ積極的に取り組む実務家研修
・2013 年度第 1 回実務家研修「大学のカルト対策 ～被害者への具体的な援助と方策～」
・2013 年度第 2 回実務家研修「DV にさらされた子どもへの支援」
◆ドイツの法と心理学者 Denis Köhler 先生を訪問して 1
◆各班からのレポート（伊東班、総括班、山崎班）
◆札幌法と心理研究会レポート
◆イベントカレンダーとお知らせ

vol.5　2014 年 3 月号
●裁判員制度への取り組み
・2013 年度模擬裁判の開催レポート 1
・2013 年度日本心理学会公開シンポジウムレポート「裁判員裁判制度をめぐる心理学的諸問題 —何が課題か、どう対処するか—」の印象記
◆東京法と心理研究会の始動
◆目撃証言心理学専門家養成セミナーを実施して
◆ドイツの法と心理学者 Denis Köhler 先生を訪問して 2
◆札幌法と心理研究会レポート
◆イベントカレンダーとお知らせ

vol.6　2014 年 9 月号
●新・公募班の紹介
◆2013 年度模擬裁判の開催レポート 2
◆各班からのレポート（石塚班、櫻井班）
◆フロリダ国際大学の Ronald Fisher 先生を訪問して —認知面接に関する質問—
◆札幌法と心理研究会レポート
◆イベントカレンダーとお知らせ

vol.7　2015 年 3 月号
●法と心理学の国際的知見交流と越境的議論の展開
・国際シンポジウム開催報告
◆第 2 回東京法と心理研究会レポート
◆2014 年度第 5,6 回実務家研修レポート
◆ニューオリンズ児童権利擁護センター：オードリー・ヘップバーン・ケアセンターを訪ねて 1
◆札幌法と心理研究会レポート
◆イベントカレンダー

vol.8　2015 年 9 月号
●法と人間科学における有機的交流から実働的連携へ
・法と人間科学のイベントに参加して
◆2014 年度模擬裁判の開催レポート
◆Yee San Teo 先生インタビュー～台湾における司法面接～
◆各班からのレポート（指宿班、河合班）
◆札幌法と心理研究会レポート
◆イベントカレンダーとお知らせ

ニューオーリンズ児童権利擁護センター：オードリー・ヘップバーン・ケアセンターを訪ねて２（全２回）

北海道大学大学院・文学研究科　教授　仲 真紀子

2014 年 3 月 10 日、ニューオーリンズで開催された APLS（アメリカ心理学会・心理と法部会）の折に訪問したニューオーリンズの児童権利擁護センターのオードリー・ヘップバーン・ケアセンター訪問レポートの続きを紹介します。ケアセンターの所長であるルブランクさんからお話を伺いました。

・ケース：

このセンターでは性虐待、身体虐待などのケースを扱っています。通常、虐待が疑われるケースは学校から警察に通告があり、警察からこのセンターに子どもが送られてきます。非加害親が一緒に来ることもあります（センターにいた刑事さんに伺ったところ、警察官は司法面接のトレーニングを受けていないので、緊急なことがないかぎり警察で面接をすることはないとのことでした）。センターでは医療診断も重視しており、当日できない場合は別の日に行うそうです。

ニューオーリンズでは年間約 1400 件、性虐待の相談があります（日本全体の 1 年分の相談件数です）。うち約 8 割のケースで子どもは虐待につき開示するとのことでした。ここでの開示率は、他のセンターの開示率（約 6 割）に比べ高いとのことです。それは、警察が「話す子ども」を連れて来るからかもしれない、つまり、話せそうでない子どもは最初から警察が連れてこない可能性がある、とのことでした。

司法面接を行う場合、警察官はバックスタッフ室のモニターで視聴し「これも聞いて」などの要請をします。このセンターでは、検察官は入らないとのことでした。面接や医療検査の結果はすべて病院のサーバーに送られ、関係者が見ることができます。

面接したケースは 6 割くらいが法廷に行き、法廷で録画が示されることも一般的に行われているとのことでした。子どもは反対尋問のために法廷に行かなければなりませんが、そこで厳しく追及される（アタックされる）ということはありません。

ケースは法廷に行く前に、有罪答弁で終結することが多いのですが、法廷で有罪判決が出ることもあります。ルイジアナ州では、かつては性虐待で死刑になることもありました。しかし、人が死刑になることは、子どもにとって負担となります。子どもは、加害者に数年牢屋にはいってほしい、といった気持ちであることが多いこともあり、性虐待による死刑は廃止されました。それでも「三生涯分の罰（three-life sentence）などの刑が出されることもあるそうです。

「日本ではどうですか」と聞かれ「2、3 年の刑でしょうか」と答えたところ、驚かれ「子どもにとっては、牢屋に追いやった、という心理的負担が少なくて良いかもしれませんね」というお返事でした。

・研修と面接法：

研修はセンター外の人、例えば、NICHD プロトコルの研修トレーナーであるヘザー・ステュワートさん（Heather Stewart：北大でも研修をしていただいたことがあります）などにお願いしているとのことでした。しかし、ルブランクさんによれば、50 人やっても面接者として残るのは 1 人くらいだということです。どんなに訓練しても辞めてしまったり、異動があったりで抜けてしまうとのこと。人材確保はどこでも重大な問題です。

このセンターでは NICHD プロトコルを用いていますが、ノースカロライナ大学の M. エバーソン教授が開発した RADAR（v2.2）も使われています（Ragsdale, Everson, Snider, 2013）。最近、研修があったとのことで、そこで使用された用紙をくださいました。NICHD プロトコルと似ていますが、10 歳以下の子どもへの「本当のこと／本当でないこと」の練習や、話したがらないことの査定の仕方に少し違いがあります。

・研究：

センターでは上述のエバーソン教授と共同研究を行っているそうです。センターに来た子どものトラウマレベルを医療検査、司法面接の前後で調べるという研究です。その結果、医療検査については、事前に比べ事後において、子どもの気持ちは軽くなっていました。しかし、司法面接については、悪くなってはいないのですが、良くもなっておらず、変化はありませんでした。面接中の気持ちに関する子どもの報告には「あまり感じない」など「解離」を疑わせるようなものもありました。一方、面接者に子どもの様子を聞いてみると「特に変化はなかった」という応答もあり、面接中、面接者が思っていること以上に多くのことが起きているようでした。

以上、ルブランクさん、ロングさん、「お母さん」と呼ばれる子どものお世話をする方、刑事さん等、たくさんの方からお話を伺いました。刑事さんは「警察は『変化』が苦手かもしれないけれど、（司法面接が）よいことがわかればもっと使ってくれるようになると思いますよ」と励ましてくださいました。

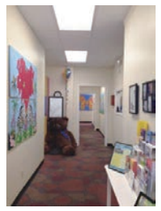

センターの玄関から

ニューオーリンズの町並み（マルディグラスのお祭りの後）

ルイジアナの最高裁判所

札幌法と心理研究会レポート

1月 法律家に対する調停人養成講座の効果 ―コンフリクト解決に対する態度に注目して―

2016 年 1 月 20 日（水）、札幌法と心理研究会（於：北海道大学）において、「法律家に対する調停人養成講座の効果―コンフリクト解決に対する態度に注目して―」と題した研究報告をさせていただきました。ADR 法の施行に伴い、自主交渉援助型調停（メディエーション）における調停人（メディエーター）の養成がさかんに行われていますが、その教育効果に関する知見は多くありません。本報告では、ある認証 ADR 機関において行われている調停人養成講座の教育効果を、質的、量的側面から分析し、①法律家がメディエーションの学習を行うことは、日常業務にも役に立つと感じられること、②しかし、その教育効果は、法律家としての経験の長短など、個々の特性によって差があるため、個々人の特性に合わせた効果的な教育方法を準備する必要があることなどを報告しました。これに対し、法律学の専門家の先生から、コンフリクト解決に対する法律家の考え方の癖について教えていただけたことは、結果をより深く考察するためのヒントとなりました。また、多くの参加者から、メディエーターの養成方法に関してだけでなく、メディエーションの実施に関するご質問や、メディエーションの利用可能性に関するご意見もいただき、今後、メディエーションをどのように活用していくのかを考えるための示唆を得ることもできました。貴重な発表の機会を与えて下さったことに、あらためて感謝を申し上げます。

(文責：北海道教育大学札幌校・特任准教授　益子 洋人)

各月の活動

9月

9月２８日（月）北海道大学 / 人文社会科学総合教育研究棟（W101）にて開催

■ 題　目１：「法の非専門家による目撃証言の信用性判断に関する一考察：think-aloud 法を用いた調査を通じて」

■ 報告者１： 名畑 康之 氏（北海道大学大学院文学研究科・学術研究員）

■ 内　容１： 本研究では、法の専門知識を持たない非専門家が目撃証言の信用性をどのように判断するのか、その心理過程について調査した。本報告では、調査参加者が、幼児や成人の証言の信用性を判断する際に、シンクアラウド（課題遂行中に頭の中に思い浮かぶ事柄、考えている事柄を口に出すこと）した内容に基づいて考察を行う。

■ 題　目２：「目撃者の属性と裁判員裁判における証言の信用性判断」

■ 報告者２： 堀田 尚徳 氏（北海道大学大学院法学研究科・博士後期課程）

■ 内　容２： 報告者は、２０１３年４月に「目撃者の属性が裁判員に影響を与えた事例」と題し、２００９年５月の裁判員制度導入後、「目撃者の属性」（例えば、年齢等）が供述・証言の信用性を判断する上で裁判所に対してどのような影響を与えてきたのかについて、制度導入後の裁判員裁判の判決書を用いた検討を行った。本報告はその続編であり、制度導入後の職業裁判官による判決書を含めた検討を行う。

11月

１１月１１日（水）北海道大学 / 人文社会科学総合教育研究棟（W401）にて開催

■ 題　目：「補強法則に関する一考察」

■ 報告者：上田 信太郎 先生（北海道大学大学院法学研究科・教授）

■ 内　容：刑事訴訟法の証拠法原則である補強法則を、身代わり事件（判例集未登録）を 素材として報告し、供述の信用性を判断する方法を検討する。

12月

１２月１１日（金）北海道大学 / 人文社会科学総合教育研究棟（W401）にて開催

■ 題　目：「取調べを支える日本の司法文化」

■ 報告者： 森 直久 先生（札幌学院大学・教授）

イベントカレンダーとお知らせ

2016

3月10～13日	American College of Forensic Psychology, 32nd Annual Symposium in Forensic Psychology [San Diego, U. S. A.]
5月28～29日	日本法社会学会 2016 年度学術大会 [立命館大学・朱雀キャンパス]
5月19～21日	35th Annual American Society of Trial Consultants (ASTC) Conference [Redondo Beach, Canada]
6月2～5日	52nd Annual Meeting of the Law and Society Association [New Orleans, U. S. A.]
6月11日	日本被害者学会 第 27 回学術大会 [明治大学]
6月18～19日	日本認知心理学会 第 14 回大会 [広島大学・東広島キャンパス]
6月21～23日	16th Annual Meeting & Conference of the International Association of Forensic Mental Health Services (IAFMHS) [New York City, U. S. A.]
6月20～21日	9th Annual Masterclass 2016 of the International Investigative Interviewing Research Group (iIIRG) [London, U. K.]
6月22～24日	9th Annual Conference 2016 of the International Investigative Interviewing Research Group (iIIRG) [London, U. K.]
7月24～29日	ICP2016 ／日本心理学会 第 80 回大会 [パシフィコ横浜]
8月　4～ 7日	American Psychology Association(APA) Annual Convention [Denver, U. S. A.]
8月19～21日	66th Annual Meeting of the Society for the Study of Social Problems (SSSP) [Seattle, U. S. A.]
9月　3～ 4日	日本犯罪心理学会 第 54 回大会 [東洋大学・白山キャンパス]
9月17～18日	日本社会心理学会 第 57 回大会 [関西学院大学・西宮上ケ原キャンパス]
10月29～30日	日本犯罪社会学会第 43 回大会 [甲南大学]
未定	法と心理学会第 17 回大会 [立命館大学]

2015 年度「法と人間科学」イベント情報

2015 年度

「法と人間科学」模擬裁判　参加費 無　料

■ 日時：2016 年2月27日（土）
12：40～18：00

■ 場所：関西学院大学・梅田キャンパス
10F 1004 教室

※入退室自由・事前申込不要

「法と人間科学」全体会　領域メンバーイベント

■ 日時：2016 年2月28日（日）
10：30～17：00

■ 場所：関西学院大学・梅田キャンパス
プロジェクトを通しての各研究班の最終研究成果報告を行います。領域メンバーおよび関連研究者、大学院生を含む若手研究者のご参加をお待ちしております。

2015 年度

第６回 実務家研修　参加費 無　料

「児童虐待における多機関・多職種ネットワーク構築に向けて」

■ 日時：2016 年３月 13 日（日）
14：00～17：30

■ 場所：主婦会館　3F コスモス（東京）

【対象】弁護士、教員、福祉専門職、医療関係者など児童虐待に関わる職種の方に幅広く

実務家研修は、法と心理学の知見・成果を現場の方々に知っていただくための企画です。みなさまの参加を心よりお待ちしております。

講師：柑本 美和（東海大学 大学院実務法学研究科・准教授）
松本 克美（立命館大学 法務研究科（法科大学院）・教授 / 「法と人間科学」公募研究班代表）
山田 不二子（NPO 法人チャイルドファーストジャパン 理事長・医師）
打越 さく良（さかきばら法律事務所・弁護士）

企画：橋場 典子（北海道大学法学研究科・助教 / 「法と人間科学」仲班・研究協力者）